

保医発0831第5号
令和3年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D004-2(1)中「「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、」を「「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍又は悪性リンパ腫の腫瘍細胞を検体とし、」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D004-2(2)に次を加える。
オ 濾胞性リンパ腫におけるEZH2遺伝子検査
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次を加える。
(32) 抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体（抗P/Q型VGCC抗体）
ア ランバート・イートン筋無力症候群の診断を目的として、RIA法により、抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体（抗P/Q型VGCC抗体）を測定した場合は、本区分の「43」抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体の所定点数を準用して算

定する。

イ 本検査は、臨床症状によりランバート・イートン筋無力症候群が疑われる患者であって、反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認める患者を対象として実施した場合に限り算定できる。ただし、医学的な必要性から反復刺激誘発筋電図検査において異常所見を認めない患者を対象として実施する場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその詳細な理由を記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 4 (略)</p> <p>D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍又は悪性リンパ腫の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できることとし、マイクロサテライト不安定性検査については、リンチ症候群の診断の補助を目的とする場合又は固形癌の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とする場合に、当該検査を実施した後に、もう一方の目的で当該検査を実施した場合にあっても、別に1回に限り算定できる。</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 4 (略)</p> <p>D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、(2)から(4)までに掲げる遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できることとし、マイクロサテライト不安定性検査については、リンチ症候群の診断の補助を目的とする場合又は固形癌の抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とする場合に、当該検査を実施した後に、もう一方の目的で当該検査を実施した場合にあっても、別に1回に限り算定できる。</p> <p>早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的と</p>

早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてB R A F 遺伝子検査を実施した場合にあっては、K – r a s 遺伝子検査又はR A S 遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムP C R法、P C R – r S S O法、マルチプレックスP C Rフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

なお、その他の方法により肺癌におけるE G F R 遺伝子検査又は大腸癌におけるR A S 遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。

ア～エ (略)

オ 濾胞性リンパ腫におけるE Z H 2 遺伝子検査

(3)～(25) (略)

D 0 0 5～D 0 1 3 (略)

D 0 1 4 自己抗体検査

(1)～(31) (略)

(32) 抗P／Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体 (抗P／Q型V G C C 抗体)

ア ランバート・イートン筋無力症候群の診断を目的として、R I A法により、抗P／Q型電位依存性カ

してB R A F 遺伝子検査を実施した場合にあっては、K – r a s 遺伝子検査又はR A S 遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムP C R法、P C R – r S S O法、マルチプレックスP C Rフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

なお、その他の方法により肺癌におけるE G F R 遺伝子検査又は大腸癌におけるR A S 遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。

ア～エ (略)

(新設)

(3)～(25) (略)

D 0 0 5～D 0 1 3 (略)

D 0 1 4 自己抗体検査

(1)～(31) (略)

(新設)

ルシウムチャネル抗体（抗P/Q型VGCC抗体）
を測定した場合は、本区分の「43」抗筋特異的チロ
シンキナーゼ抗体の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、臨床症状によりランパート・イートン
筋無力症候群が疑われる患者であって、反復刺激誘
発筋電図検査において異常所見を認める患者を対
象として実施した場合に限り算定できる。ただし、
医学的な必要性から反復刺激誘発筋電図検査にお
いて異常所見を認めない患者を対象として実施す
る場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその詳細な
理由を記載すること。